

デビットカード取引規定の改定について

お客さま 各位

川口信用金庫

平素より、当金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

さて、現在お客さまにおかれましては、下記①のマーク*等が設置されている J-D e b i t の加盟店（既存加盟店等）において、当金庫キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただいております。

2018年4月2日より、新たにキャッシュアウト（概要は下記のとおり）等が可能となりますが、誠に恐縮ながら、当金庫ではキャッシュアウト等に未対応でございます。

このため、下記②のマーク等が設置されている加盟店（キャッシュアウトに対応する加盟店等）においては、当金庫キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただくことができませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、上記に伴い、当金庫では2018年5月1日以降デビットカード取引規定を改定いたします（主な改定内容は下記のとおり）。

当該規定は、各営業店窓口等にご用意しておりますので、お気軽にお申し付けください。

なお、下記①のマーク等が設置されている J-D e b i t の加盟店（既存加盟店等）においては、引き続き当金庫キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただけます。

※ J-D e b i t が利用できる加盟店に設置されるマークであり、正式にはアクセプタンスマークといたします。

①既存加盟店等に設置されているマーク



②キャッシュアウトに対応する

加盟店等に設置されているマーク



< J-D e b i t とは >

- ・ J-D e b i t とは、金融機関で発行されたキャッシュカードが、お買い物やお食事代のお支払いにそのままご利用いただけるサービスの名称です。

< キャッシュアウトとは >

- ・ J-D e b i t の仕組みを利用して加盟店のレジ等で現金を引き出すことです。
- ・ デビットカードでのお買い物代等のお支払いと同時に行うこと等が可能であり、キャッシュアウトに対応する加盟店でのみ可能です。

< デビットカード取引規定の主な改定内容 >

- ・ 加盟店で当金庫キャッシュカードがデビットカードとして利用できない場合がある旨を追記しております。
- ・ なお、改定後の規定は別添のとおりです。

以 上

「デビットカード取引規定」新旧対照表 部分は変更箇所

新	旧
<p>1. (適用範囲)</p> <p>①日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>機構</u>に直接加盟店として登録され、<u>機構</u>の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。<u>但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。<u>但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>③規約を承知のうえ<u>機構</u>に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。<u>但し、規約所定の組合契約定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>4. (預金の復元等)</p> <p>(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。</p> <p>(<u>　</u>は削除)</p>	<p>1. (適用範囲)</p> <p>①日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>協議会</u>に直接加盟店として登録され、<u>協議会</u>の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。<u>追加</u></p> <p>②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人 <u>追加</u></p> <p>③規約を承知のうえ<u>協議会</u>に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人 <u>追加</u></p> <p>4. (預金の復元等)</p> <p>(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、<u>本条</u>第1項から前項に準じて取扱うものとします。</p>

<p>5. (読替規定)</p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込み」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、<u>同規定第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>5. (読替規定)</p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込み」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」とあるのは「引落とし」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(__は追加)</p>
--	---